

令和3年4月8日

保護者各位

伊東市立池小学校 高橋 真寿子

令和3年度 大雨・強風等のために登下校が危険と考えられる場合の対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。さて、近年、気象状況の急激な変化にともなう大雨（大雪）や季節はずれの台風の接近などにより、人的・物的被害につながる事案が多く発生するようになってきました。

そこで、標題の件について伊東市教育委員会から示されている基本方針を受けて、本校の対応について下記のようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

記

1 市教育委員会の基本方針

- (1) 午前6時の段階で、伊東市に気象等に関する警報が出されている場合、以下の対応をする。
- ①「特別警報」が発令されている場合、臨時休校とする。
 - ②「大雨警報」または「暴風警報」が発令されている場合、自宅待機とする。
 - ③「津波警報」が出されている場合、学区に津波浸水想定区域を有する学校は自宅待機（避難指示等に従う）とし、その他は平常登校とする。
 - ④「大雪警報」が出されている場合、「自宅待機」とするか「平常登校」とするかは、各学校の状況に応じて決定する。
- (2) 災害等による停電や断水等が発生し、学校周辺において午前6時の時点で電気または水道が不通となり、学校運営に支障を及ぼす場合、自宅待機とする。その後の対応については、ライフラインの復旧状況等により判断する。保護者等への連絡については、学校メール及び各校ホームページ等、使用可能な連絡手段を用いて行う。

2 本校の対応

(1) 登校前

- ①**午前6時の段階**で、伊東市に以下の警報が発令されている場合は、次のようにします。
- ・『特別警報』・・・臨時休校とします。
 - ・『大雨警報』または『暴風警報』・・・児童は**自宅待機**とします。
 - ・『大雪警報』・・・**自宅待機か平常登校かについて、携帯メールか電話にてお知らせ**します。
 - ・『津波警報』・・・児童は登校せず、**避難行動か自宅待機**とします。
- *避難行動または自宅待機の判断は、居住地区や災害の状況等を踏まえ、各家庭で行ってください。

- ②午前6時以降～午前7時までの間に、『大雨警報』または『暴風警報』が発令された場合は、自宅待機とします。既に家を出て登校中の児童は、登校後に学校で待機させます。
- ③午前7時以降～児童の登校までの間に、警報が発令されたり、天候が悪くなったりした場合の児童の登校については、保護者の判断とします。
- ④警報解除の有無にかかわらず、午前8時30分までに、登校または自宅待機継続、休校の連絡を携帯メールか電話で連絡します。また、警報が解除されていなくても、天候や災害の状況によっては、登校になることがあります。
- ⑤警報等の発令がなくても、登校が危険であると保護者が判断した場合は、自宅待機または避難行動を継続し、安全が確認できるまでは無理に登校させないようにしてください。この場合、必ず学校に連絡をお願いします。
- ⑥給食については、前日に中止の決定をする場合があります。その場合、当日が登校になった時は、弁当を持参していただくことになります。ご承知おきいただくとともに、ご理解とご協力をお願いします。

(2) 登校後

児童が在校中に大雨・暴風・大雪の警報が発令された場合は、下校時の安全が確保できるよう、必要な対策（携帯メールによる連絡、引き渡し等を含む）を講じます。

以上のことを原則として対応します。しかし、居住地区や天候の急変、突発的な災害等によっては、上記の内容で対応しきれない場合もあり得ます。そのような場合には、ご家庭での判断を優先していただきたいと思います。

3 お願い

天候状況が悪い場合は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、各家庭で気象情報の確認をお願いします。なお、電話による天気予報（177番）は、気象庁発表の時点と時間的なずれが生ずることがありますのでご注意ください。

【 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html> 】

伊東市立池小学校 担当：萩原 義勝 電話：54－0195
